

電力広域的運営推進機関 第296回理事会議事録

- 1 開催日時 2021年(令和3年)5月19日10時00分～10時40分
- 2 開催場所 豊洲事務所(江東区豊洲6-2-15)理事会室(ウェブ会議)
- 3 理事長・理事総数及び定足 総数5名、定足数3名
- 4 出席した理事長・理事数 5名
(出席) 大山理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事
(欠席)
(監事出席) 高木監事、千葉監事
- 5 議題

決議事項

- 第1号議案 職員の任命について
- 第2号議案 災害時連携計画の確認における考慮事項の変更等について
- 第3号議案 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等の変更及び公表について
- 第4号議案 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画について
- 第5号議案 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について
- 第6号議案 苦情及び相談対応に係る情報公表について

報告事項

- (1) 「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」に関する意見募集の実施について
- (2) 四国エリアに対するひっ迫融通指示について
- (3) 系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく報告

6 議事の経過および結果

定刻に至り、定款に基づき大山理事長が議長となり、定足数の充足を確認した後、本会議の成立を宣した。続いて、議案の審議に入った。

決議事項

- 第1号議案 職員の任命について

都築理事から、2021年6月1日付職員1名の任命を行いたいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

- 第2号議案 災害時連携計画の確認における考慮事項の変更等について

都築理事から、昨年の電気事業法改正で災害時連携計画の制度が制定されたが、昨年の台風10号時の対応等を踏まえて、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画の変更を検討しているため、業務規程第176条の4第2項の規定に基づき、本機関が災害時連携計画の確認をするにあたっての考慮事項を変更し、本機関ウェブサイトで公表したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等の変更及び公表について

都築理事から、第24回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、情報開示請求者の条件を見直すとされ、「系統情報の公表の考え方」（資源エネルギー庁電力・ガス事業部）の一部改正が行われた。このため、送配電等業務指針第245条第1項の規定により一般送配電事業者及び送電事業者が公表する内容について、本機関のウェブサイト上で公表している「一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等」を一部変更し、公表したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第4号議案 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画について

寺島理事から、北海道本州間連系設備に係る計画策定プロセスについては、全ての費用負担候補者から書面による同意を得たことから費用負担割合を決定したいこと、決定した実施案・事業実施主体及び費用負担割合に基づき広域系統整備計画を策定し、計画策定プロセスを完了したいことが提案された。また、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知すること、本広域系統整備計画は広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であることから経済産業大臣へ届け出る旨の提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第5号議案 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について

寺島理事から、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、全ての費用負担候補者から書面による同意を得たことから、費用負担割合を決定したいこと、決定した費用負担割合等に基づき見直した広域系統整備計画を策定することが提案された。また、策定した広域系統整備計画は公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知すること、本広域系統整備計画は広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であることから、経済産業大臣へ届け出る旨の提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第6号議案 苦情及び相談対応に係る情報公表について

事務局から、業務規程第184条第4項の規定に基づき、以下の通り、2020年度の本機関における苦情及び相談対応に関する情報の公表を行いたいとの提案があった。内容は送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を9件受領し全件の対応を終了したこと、業務規程第186条の規定に基づくあっせん・調停手続の実施がなかったことである。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

報告事項

(1) 「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」に関する意見募集の実施について

進士理事から、「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編（対象実需給年度：2025 年度）」の制定にあたり、業務規程第 6 条第 1 項の定めるところにより、別紙 1 により当機関ウェブサイトで意見募集を実施し、その意見募集期間は 2021 年 5 月 19 日から同年 6 月 1 日までとする旨の報告があった。

(2) 四国エリアに対するひっ迫融通指示について

内藤理事から、本日 8 時 59 分に電気事業法第 28 条の 44 第 1 項及び業務規程第 111 条第 1 項の規定に基づき、四国電力送配電電供給区域の需給状況改善のため、需給ひっ迫融通指示を行ったこと、ホームページに公開したことが報告された。また、当該報告は理事会審議事項であるが、急を要したため、理事長・理事の了解を得て実施した旨、報告された。

(3) 系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく報告

寺島理事から、2021 年 5 月 10 日から同年 5 月 14 日までの間に、系統アクセス業務の実施に関する規程に基づき、系統アクセス室長が回答を行った接続検討の可否確認案件 1 件と接続検討案件 4 件についての実績報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、10 時 40 分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長、理事及び監事は記名押印する。

2021 年 5 月 27 日

理事長 大山 力

理事 都築 直史

理事 進士 誉夫

理事 寺島 一希

理事 内藤 淳一

監事 高木 佳子

監事 千葉 彰